

## 第4章 公共施設の有効活用に向けた視点と方針

### 1. 視点

1-1. 公共施設を取り巻く社会的・経済的状況

1-2. 有効活用に向けた視点と方針設定

### 2. 方針

2-1. 全体方針

2-2. 用途別方針

2-3. 地域格差の是正



## 第4章 公共施設の有効活用に向けた視点と方針

### 1. 視点

#### 1-1. 公共施設を取り巻く社会的・経済的状況

人口減少社会の到来、長引く景気低迷による税収の伸び悩み、少子高齢化の進行、市民ニーズの多様化・高度化が進む中で、従来までのコスト削減という手法だけでは、行政サービスを維持していくことが困難な状況です。コスト削減と行政サービスの維持・向上の両立を図るには、時代の変化に応じながら、それぞれ市民ニーズに合った行政運営を展開していくことが必要です。

公共施設を通じた行政サービスも同じで、コストを削減しながらサービスの質や効率をさらに向上させるためには、経営的な視点で施設を検証していかなければなりません。市が保有する施設は、市の歳出額のうち公共施設の運営に要する費用の面から、また、市の資産のうち公共施設に関する資産の面からも、非常に大きな比重を占めており、これからは、単に施設を維持するのではなく市民が期待する役割や機能に応え、さらに、地域に合った運営形態に変えながら、施設を有効活用していくことが必要となっています。

坂井市は地域の個性を活かした住民主体の「協働のまちづくり」を進めています。まちづくり活動を支援しながら、地域交流の促進に繋がるための施設の利用については、まちづくり協議会や各種団体、ボランティアなど、住民が主体となるような地域社会を目指しています。また、地域住民の方々には、施設を利用者としてだけでなく、サービスの提供者としても大きな役割を担っていただくことを期待しています。限られた財源で最大の効果を生むための方策を、行政と市民が共に知恵や発想を出し合いながらできることを考え、それぞれの役割分担のもとに行動する、公共施設は、そうした地域コミュニティの活動拠点として最大限活用され、また地域に根ざした施設に転換していくことが求められています。

図 坂井市を取り巻く状況

#### 社会的背景

1. 人口減少・少子高齢化の進展
2. 景気の低迷
3. 地域主権(地方分権)改革の推進
4. 住民ニーズの変化
5. 情報公開、透明性の確保
6. 安全・安心なまちづくりの確立
7. 規制緩和による指定管理者制度の創設

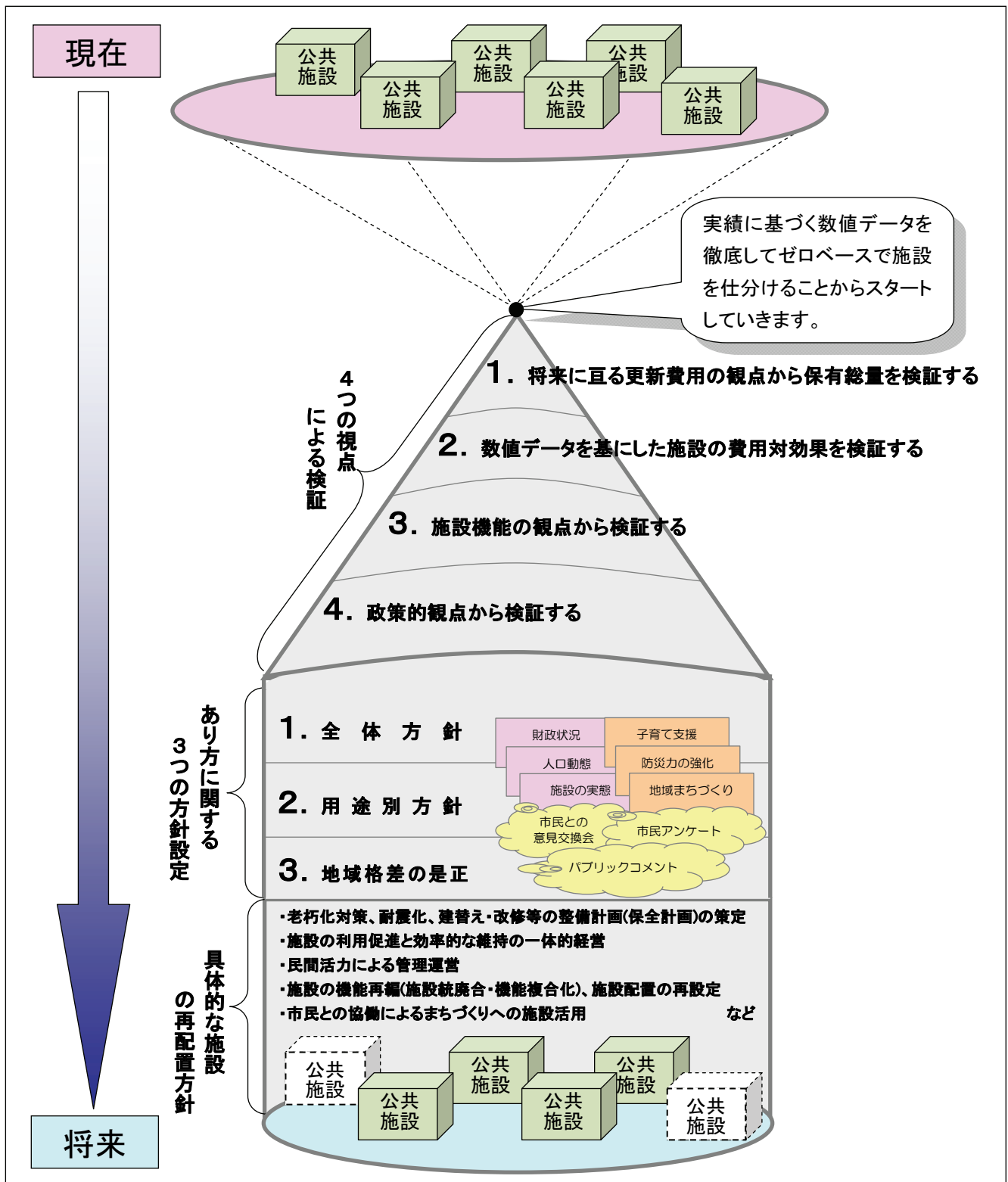
#### 坂井市の状況

1. 協働のまちづくりの推進  
(23まちづくり協議会への活動支援)
2. 厳しい財政状況、行政改革の推進  
(坂井市100の改革の取り組み)
3. 地域自治区制度の導入(組織の簡素化・効率化、本庁・支所機能の見直し)
4. 施設の老朽化が進行、耐震化への対策  
(小中学校を優先的に着工、学校以外の施設への取り組み)
5. 類似施設が複数存在(合併前に整備された施設をそのまま引き継ぐ)
6. 施設利用の平等性  
(施設サービス提供・利用機会の平等性)
7. 受益と負担の公平性(施設間での利用頻度の乖離、利用料金と税負担との関係)

## 1-2. 有効活用に向けた視点と方針設定

保有する施設を有効活用していくためには、中長期的視点に立った、公共施設の適正な配置と効率的な管理運営が必要です。施設の総量を抑制しつつ、新たなニーズに対応するための施設規模と機能確保に向け、次の「4つの視点」で検証し、将来の公共施設のあり方に関する「3つの方針」を設定します。

図 公共施設を有効活用していくための「4つの視点」と「3つの方針」

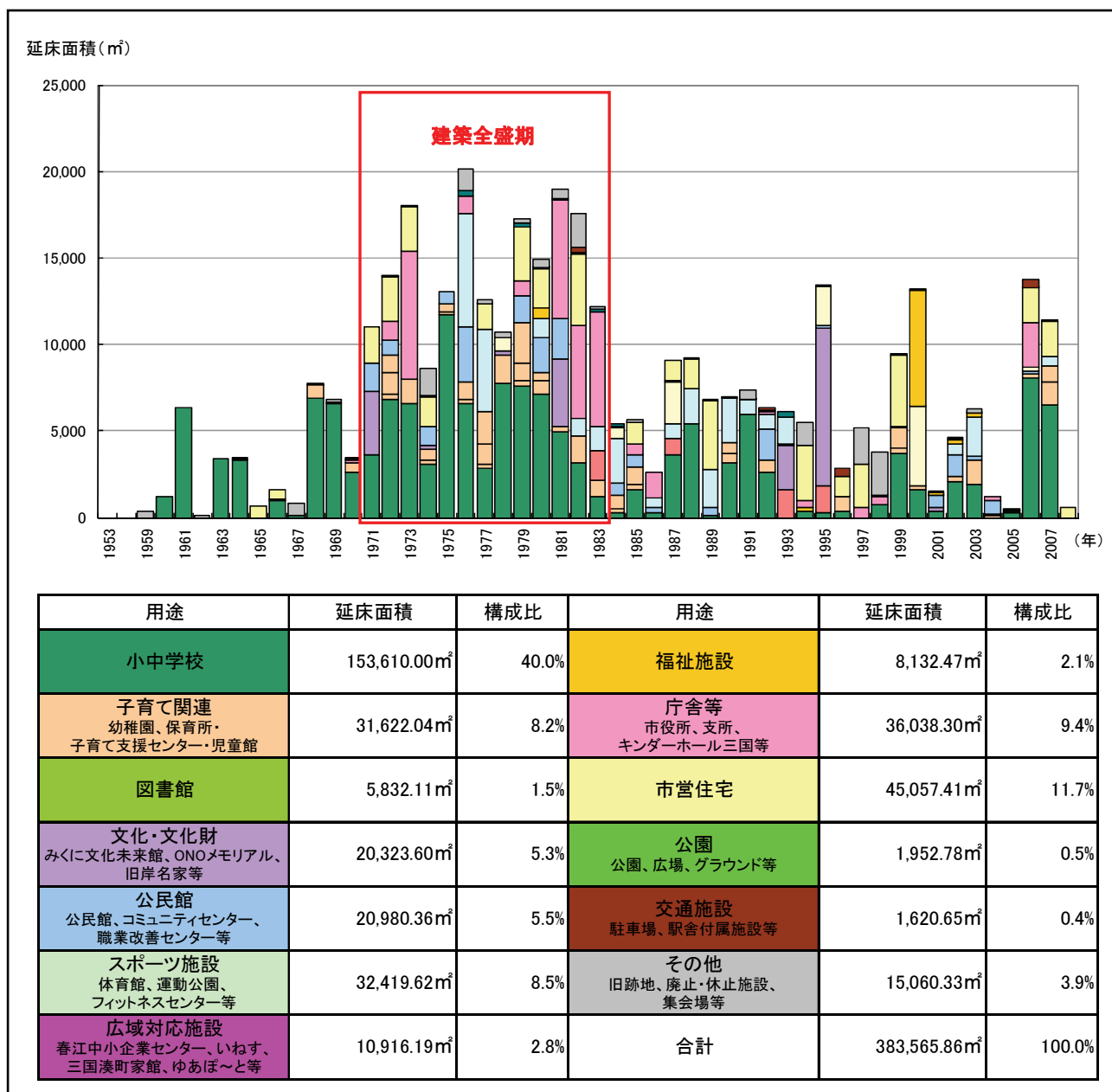


### ① 将来に亘る更新費用の観点から保有総量を検証する

市の2010年度(H22年度)の投資的経費は約32億円で、近年、その多くは優先度の高い学校施設の耐震補強に充てられています。このようななかで、既存の公共施設の整備状況を見ると1970年代～1980年代(S45年～H元年)に建設されたものが多く、これらの施設の維持補修、老朽化対策は限られた予算の中で実施しています。

今後、本格的な更新時期が到来し、建物の安全性の確保のための大規模改修、建替え等に莫大なコストが必要になることは確実となっています。

図 公共施設の建築年別整備状況

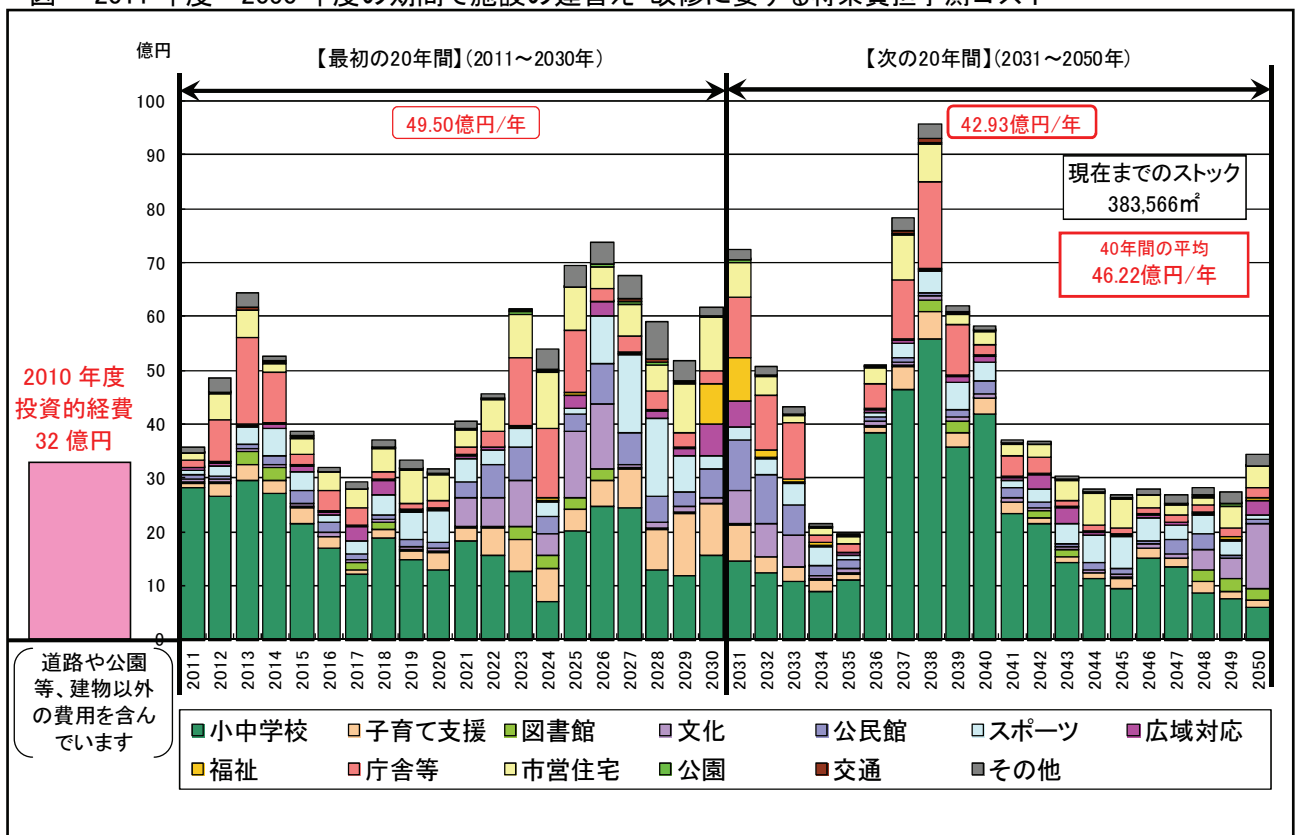


そこで、既存の施設を全て維持していくことを前提に、建築年順で今後 2011 年度(H23 年度)～2050 年度(H62 年度)までの 40 年間で施設の建替え・改修に必要なコストを試算しました。トータルコストで約 1,849 億円、年平均で約 46 億円を要する結果となりました。これは、市の 2010 年度(H22 年度)の歳出決算額における投資的経費約 32 億円に対して 14 億円も不足することとなり、2050 年度までの 40 年間では 569 億円を捻出しなければならない計算です。この試算結果から、公共施設全てを維持することは極めて困難な状況であることが分かります。

**【試算】**

トータルコスト 1,849 億円 - 1,280 億円(2010 年投資的経費決算額 32 億円 × 40 年間) = 不足額 569 億円

図 2011 年度～2050 年度の期間で施設の建替え・改修に要する将来負担予測コスト



**【試算の条件設定】**

＜ 学校以外 ＞

■ 旧耐震基準施設

①50年経過したものから全て建替える。

②建替えた施設(耐用年数80年と仮定)は、30年経過した時点で大規模改修、さらに25年経過した時点で2回目の大規模改修を実施し、その後25年使用する。

■ 新耐震基準施設

30年経過した施設から大規模改修、さらに25年経過した時点で2回目の大規模改修を実施し、その後25年使用する。

＜ 学校 ＞

■ 旧耐震基準施設

①学校施設整備計画のスケジュールに基づき、耐震補強および大規模改修する。

②大規模改修後は、25年経過した時点で建替える。

③学校施設整備計画で大規模改修の対象外施設は、50年経過した施設から建替える。

■ 新耐震基準施設

30年経過した施設から大規模改修、さらに25年経過した時点で2回目の大規模改修を実施し、その後25年使用する。

## ② 数値データを基に施設の費用対効果を検証する

既存施設の中には、時代の変化によって当初の設置目的と利用の現状が乖離しているケースや市民ニーズに十分対応出来ないケースが生じてきています。公共施設にとって重要なことは、施設が「ある」のではなく、活かされて「価値」が生まれてきます。その価値を最大限活かすためにも、費用対効果を検証しながら施設そのもののあり方を考える必要があります。

### 図 費用対効果を客観的に検証するための数値データ(第3章公共施設の現状より)

#### ■ 建物状況

##### 【老朽化状況】

各施設の建設後の経過年数を把握しています。

##### 【耐震化状況】

建築基準法で求められている耐震性能に適合の有無を把握しています。

##### 【バリアフリー状況】

高齢者や身体障がい者等が円滑に施設を利用できるよう、自動ドア・車いすスロープなど対象建物の適合の有無を把握しています。

##### 【維持管理費状況】

日常的に発生する光熱水費、建物管理委託費、各所修繕費に要する経費の状況を把握しています。  
(同種建物の平均値と比較して改善の必要性を検証しています)

#### ■ 利用状況

##### 【利用状況】

施設全体、施設毎、属性毎(サービス内容、平日/土日祝、年齢、個人/団体、利用時間帯、市内/市外/自治区/小学校区)に利用件数、利用人数を把握しています。

##### 【利用稼働状況】

施設毎、施設のスペース毎に稼働率(利用コマ数/利用可能コマ数)を把握しています。

#### ■ 運営状況

##### 【運営人員】

施設毎、サービス内容毎に運営人員(施設の配置人数)を把握しています。

##### 【運営体制】

業務に従事する人数を時間帯別に把握しています。

#### ■ コスト状況

##### 【コスト内訳】

施設毎に、施設維持にかかるコスト(修繕費、光熱水費、建物管理委託費など)、事業運営にかかるコスト(人件費、事業費、委託費、消耗品費など)、減価償却費、収入を把握しています。

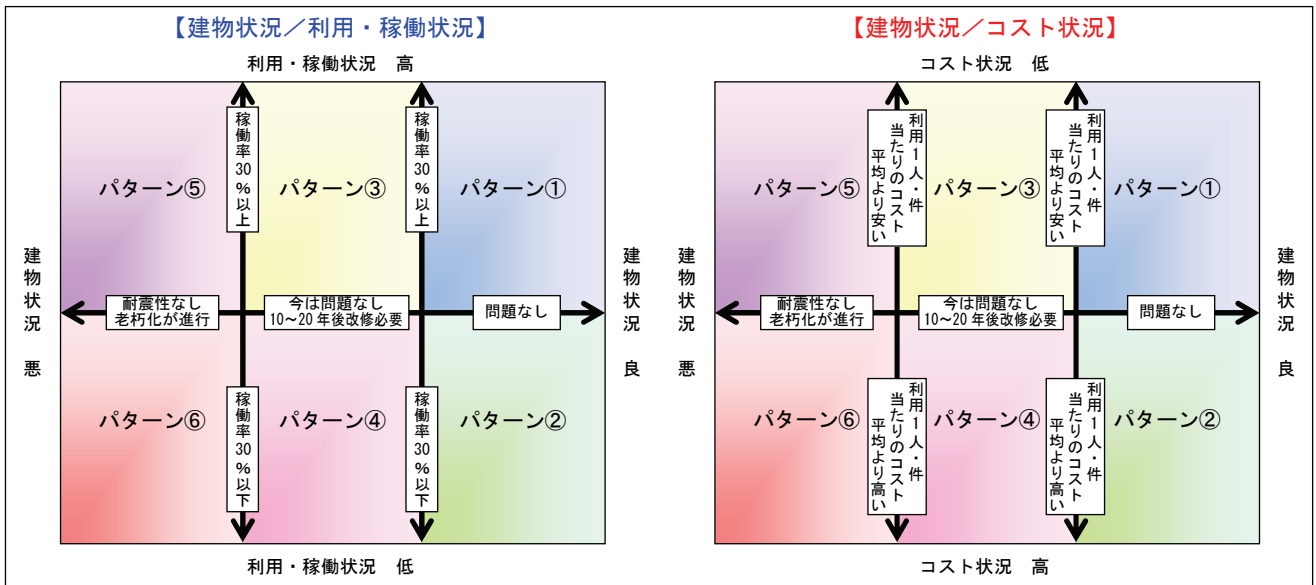
#### ■ 利用状況・運営状況とコスト状況の関係

利用状況、運営状況、コスト状況の結果をもとに「利用者1人当たりのコスト」「利用1件当たりのコスト」「単位面積当たりのコスト」など、サービス内容と合わせて把握しています。

把握した「建物状況」「利用状況」「稼働状況」「コスト状況」に関する数値データを基に、費用対効果を客観的に判断するため、施設用途(母集団)の標準偏差と施設毎の個別偏差を把握した上で、「建物状況」「利用・稼働状況」「コスト状況」をそれぞれ対比しました。

このことにより、経営効率性の観点から各施設の相対的な位置付けや問題点等が明確となり、改善・解決策や優先順位付けを行います。

図 数値データを基に費用対効果を客観的に判断した結果、見えてきた問題点と改善・解決策



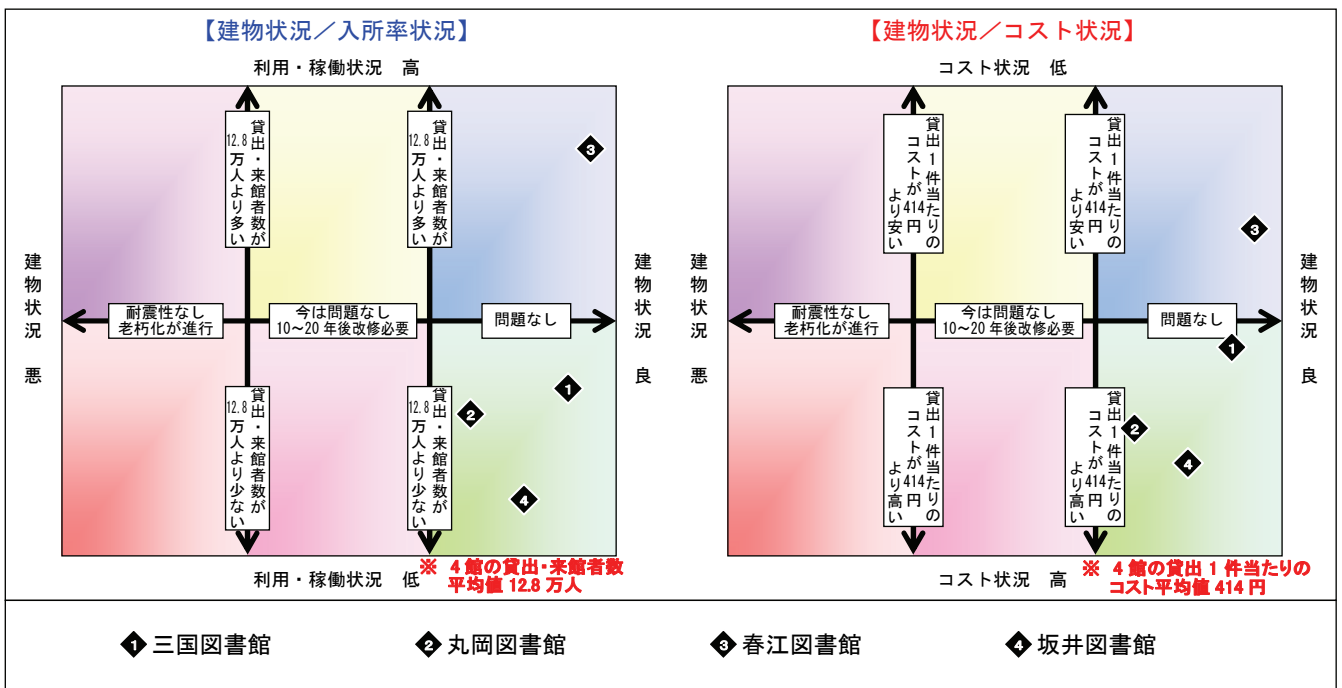
【建物状況／利用・稼働状況】	
パターン①	<b>安全性が保持され、日常的に利用されている施設</b> ⇒ 積極的に維持していく。
パターン②	<b>安全性は保持されているものの、ニーズ・利用が低い施設</b> ⇒ 早急に施設機能を見直して、利用増を図りながら維持していく。
パターン③	<b>今のところ安全性は保持され、日常的に利用されている施設</b> ⇒ 更新時期の到来に合わせて、老朽化対策等を図りながら維持していく。
パターン④	<b>今のところ安全性は保持されているものの、ニーズ・利用が低い施設</b> ⇒ 早急に施設機能を見直して、利用増を図りながら、建物の安全上可能な限り維持していく。更新時期の到来に合わせて、費用対効果が見込めない場合は廃止していく。
パターン⑤	<b>安全性に問題はあるが、日常的に利用されている施設</b> ⇒ 建替え、大規模改修等の安全対策を講じ、または機能移転を図りながら維持していく。
パターン⑥	<b>安全性に問題があり、ニーズ・利用も低い施設</b> ⇒ 施設を廃止(統廃合含む)、または機能の複合化を図っていく。



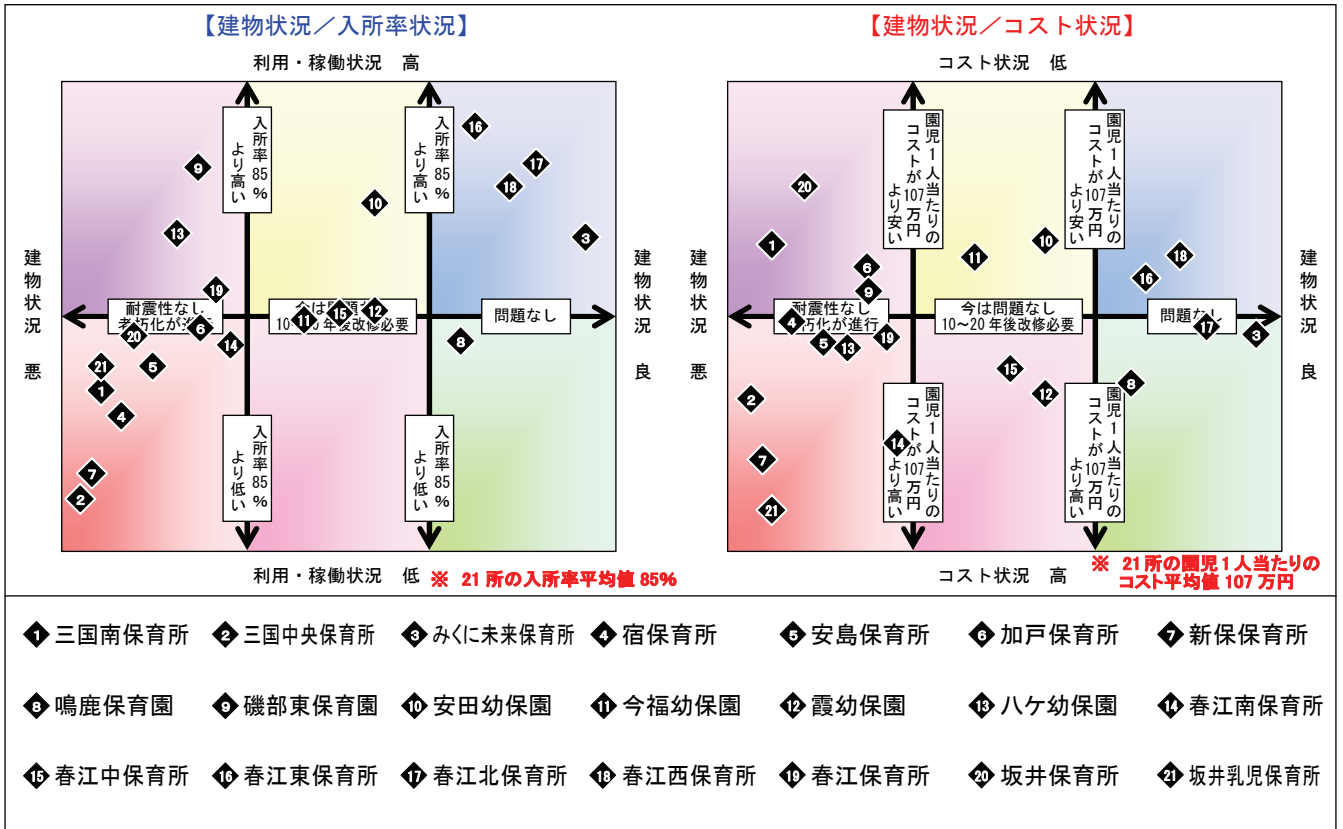
【建物状況／コスト状況】	
パターン ①	<b>安全性が保持され、利用コストも割安な施設</b> ⇒ 積極的に維持していく。
パターン ②	<b>安全性は保持されているものの、利用コストが割高な施設</b> ⇒ 経費削減、料金収入(利用者数、利用料金見直し等)の増加を図りながら維持していく。
パターン ③	<b>今のところ安全性は保持され、利用コストも割安な施設</b> ⇒ 更新時期の到来に合わせて、老朽化対策等を図りながら維持していく。
パターン ④	<b>今のところ安全性は保持されているものの、利用コストが割高な施設</b> ⇒ 経費削減、料金収入(利用者数、利用料金見直し等)の増加を図りながら、建物の安全上可能な限り維持していく。更新時期の到来に合わせて、コスト削減が見込めない場合は廃止していく。
パターン ⑤	<b>安全性に問題はあるが、利用コストは割安な施設</b> ⇒ 建替えや大規模改修等の安全対策を講じ、または機能移転を図りながら維持していく。
パターン ⑥	<b>安全性に問題があり、利用コストも割高な施設</b> ⇒ 施設を廃止(統廃合含む)、または機能の複合化を図っていく。

図 施設用途別の分布図

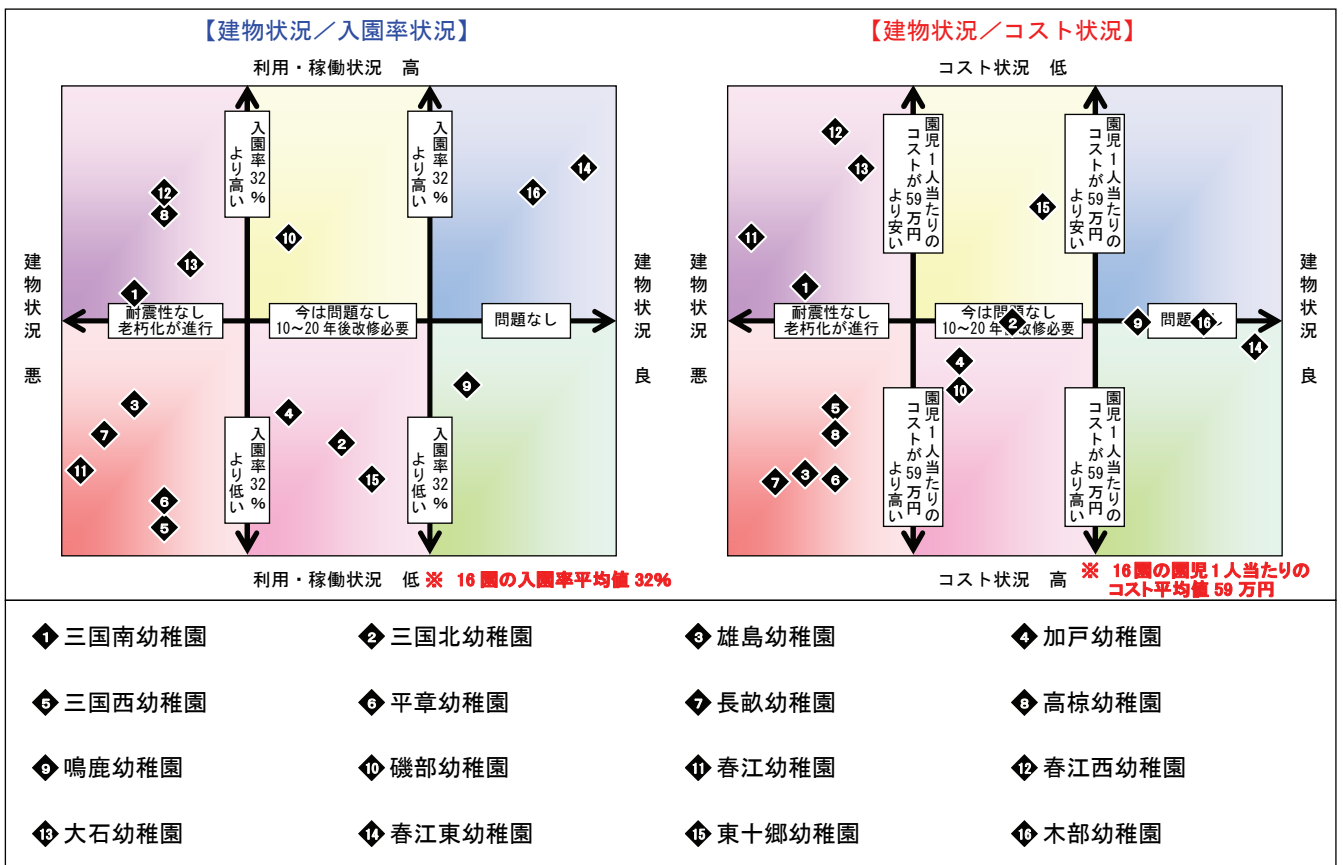
【図書館】



【保育所】

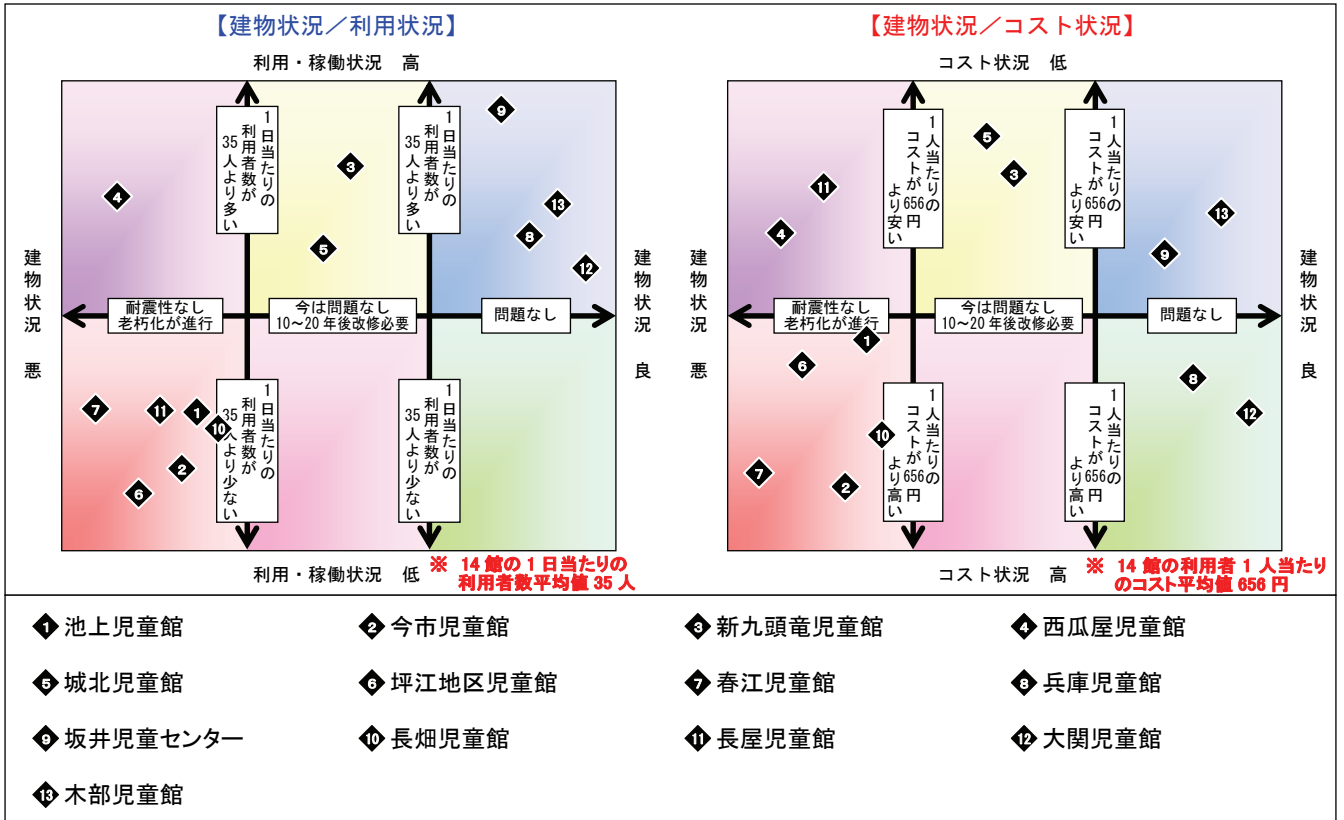


【幼稚園】

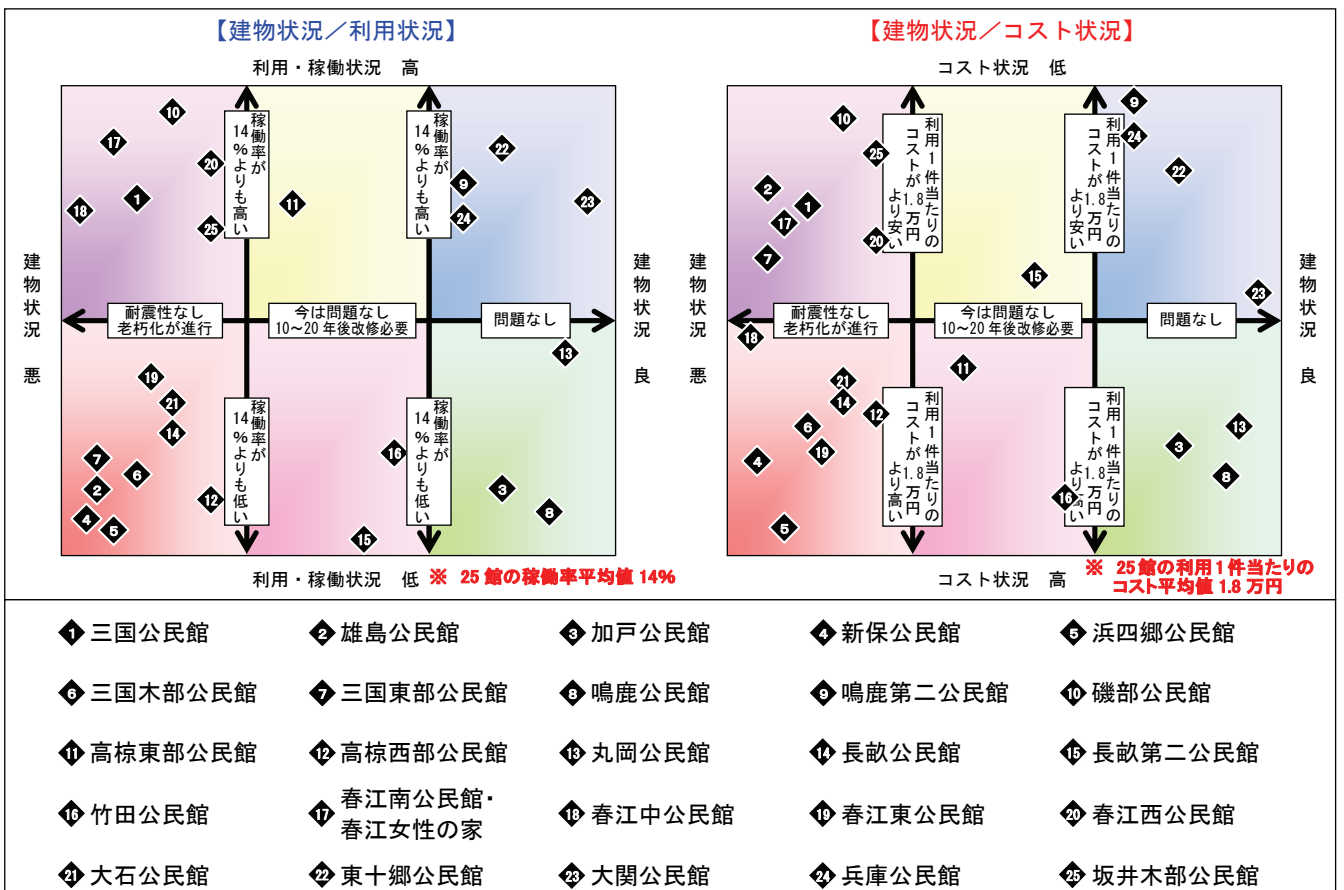


※ 三国北幼稚園、鳴鹿幼稚園、木部幼稚園は小学校併設のため、便宜上、園児1人当たりのコストは中間値として扱っています。

【児童館】

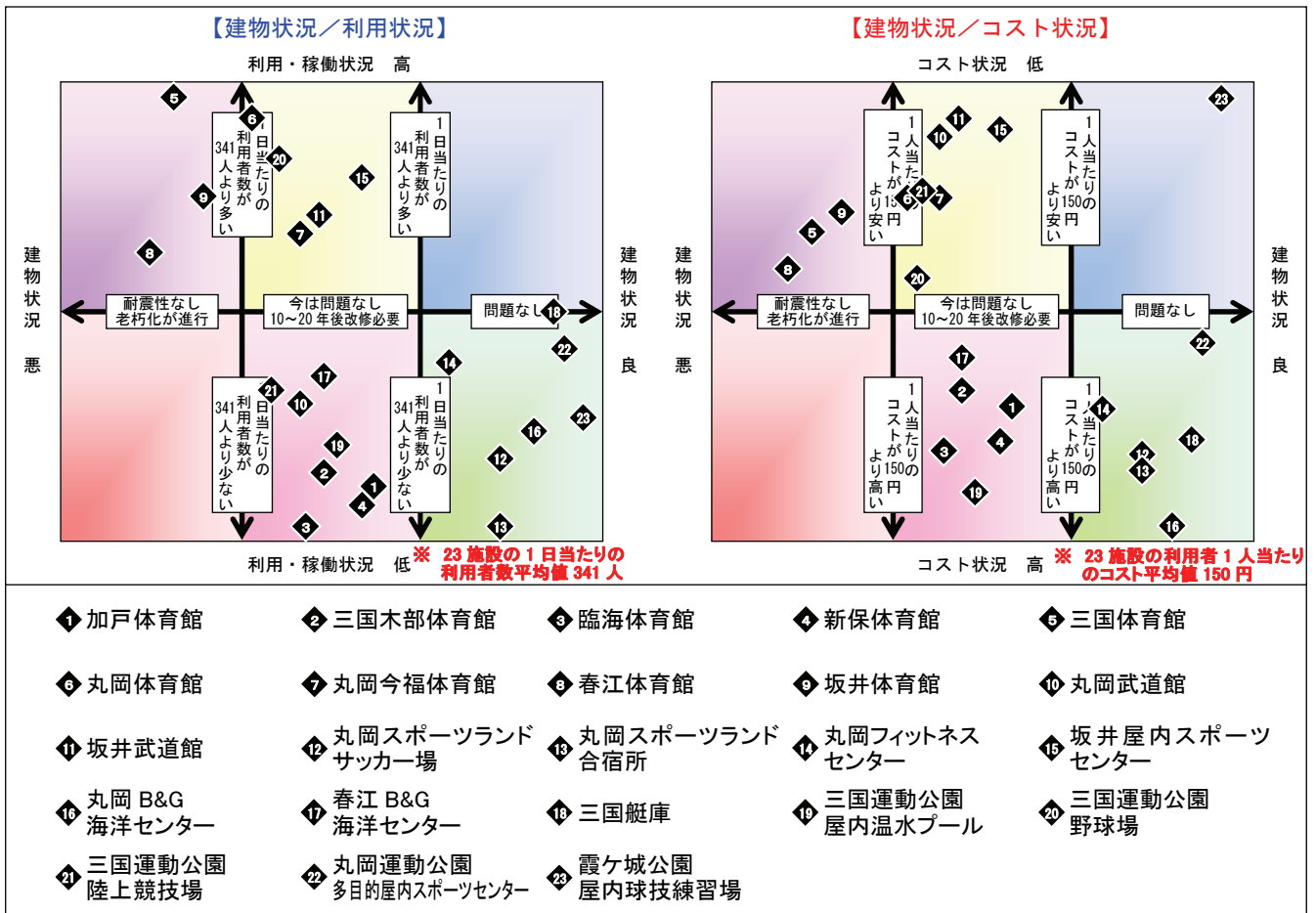


【公民館】



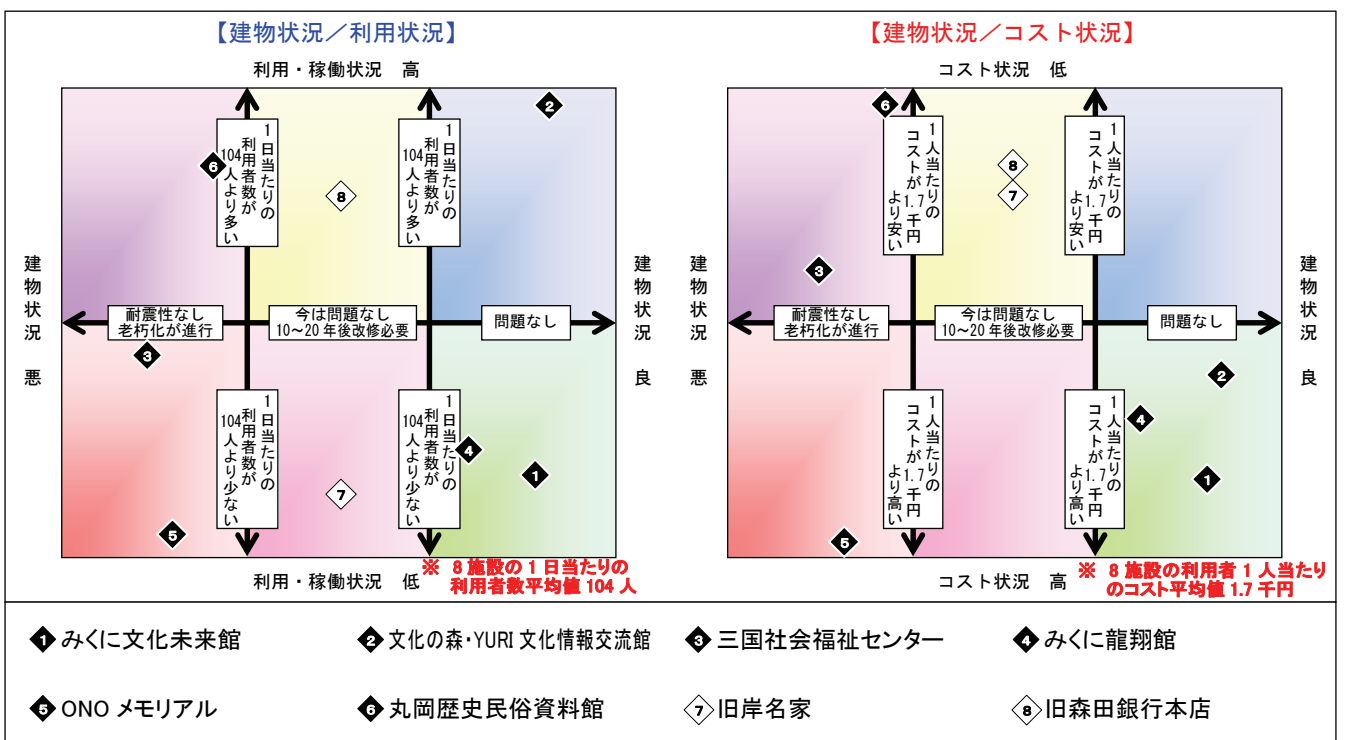
※ (旧)高棕公民館を除く 25館で比較しています。

【スポーツ施設】



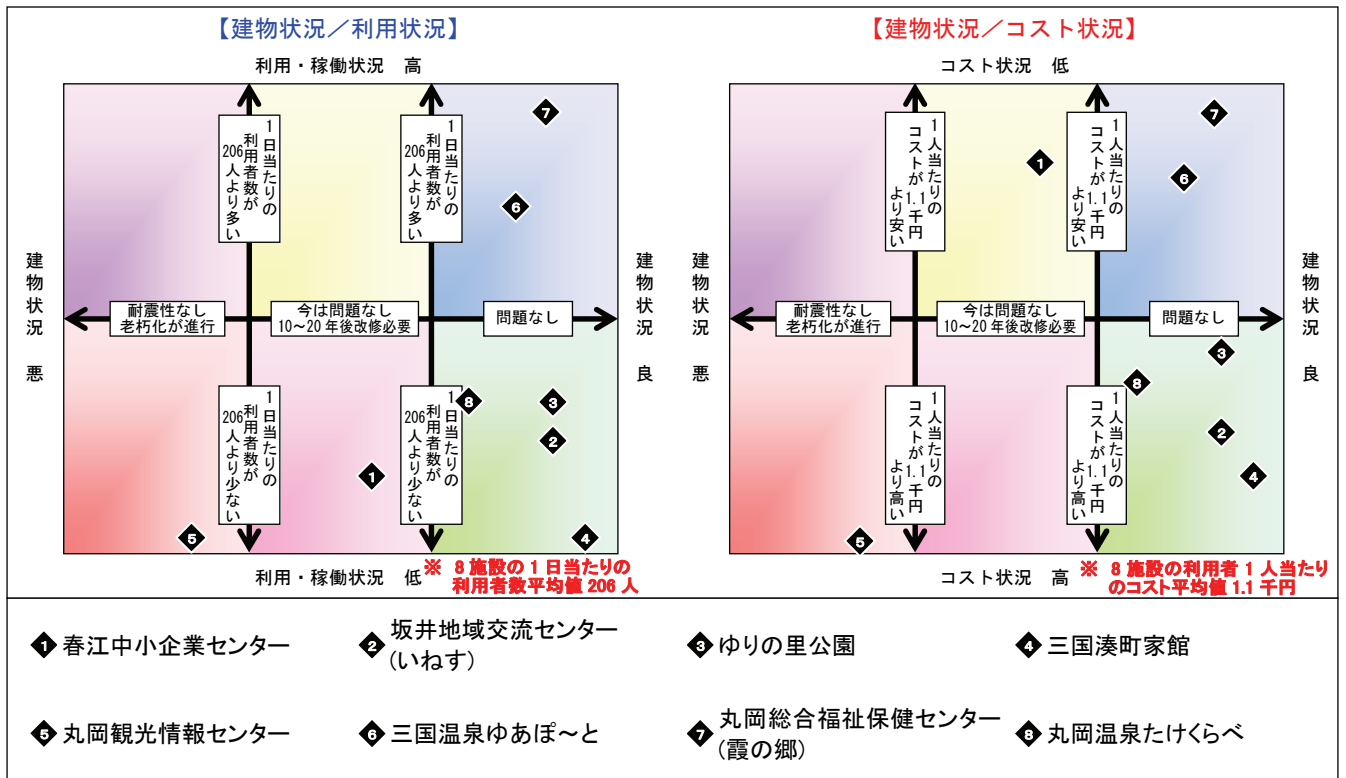
※ 三国艇庫は、ヨットの保管倉庫のため、便宜上、1日当たりの利用者数は中間値として扱っています。

【文化・文化財施設】



※ 旧岸名家、旧森田銀行本店は、歴史的な文化遺産として保有しており、建替えや大規模改修の実施に関する評価の対象外としており、便宜上、建物状況は中間値として扱っています。

【産業・観光・温泉施設】



### ③ 施設機能の観点から検証する

保有する公共施設の大部分は、合併前の4町時代に整備されたもので、目的が類似した施設が複数存在します。また、下記の図で分かるように施設の用途は異なりますが、「会議・集会室・研修室」「ホール」など、規模や専門性の違いはあるものの、ほぼ同一の機能を持った施設が小学校区内や自治区内といった、比較的小さなエリア内に重複しています。

図 用途別に見た施設が持つ機能一覧

		施設用途							
		小学校	中学校	図書館	保育所	幼稚園	子育て支援センター	児童館	公民館
保有機能	会議・集会・研修室			3				9	26
	図書室			4				13	13
	教室・保育室等	19	5		21	19	4		
	体育館	19	5						
	遊戯室							13	1
	児童室			2				7	3
	ホール								17
	ロビー・ホワイエ								1
	展示場(室)								
	調理室・食品加工								25
	競技・武道場								
	屋内プール								
	スタジオ・トレーニング等								
	浴場								
	広間								
和室・客室・食堂・販売テナント									
区民館							2		
用途別機能数合計		38	10	9	21	19	4	44	86

		施設用途							機能別合計
		スポーツ施設	地区体育館	文化施設	文化財施設	産業施設	観光施設	温泉施設	
保有機能	会議・集会・研修室	5	2	2		3	2		52
	図書室			1					31
	教室・保育室等								68
	体育館	6	4						34
	遊戯室								14
	児童室								12
	ホール			3		2			22
	ロビー・ホワイエ			3		1			5
	展示場(室)			2	5	3	1		11
	調理室・食品加工			1		1	1		28
	競技・武道場	7							7
	屋内プール	2							2
	スタジオ・トレーニング等	6							6
	浴場							3	3
	広間							3	3
和室・客室・食堂・販売テナント						1	3	4	
区民館								2	
用途別機能数合計		26	6	12	5	10	5	9	304

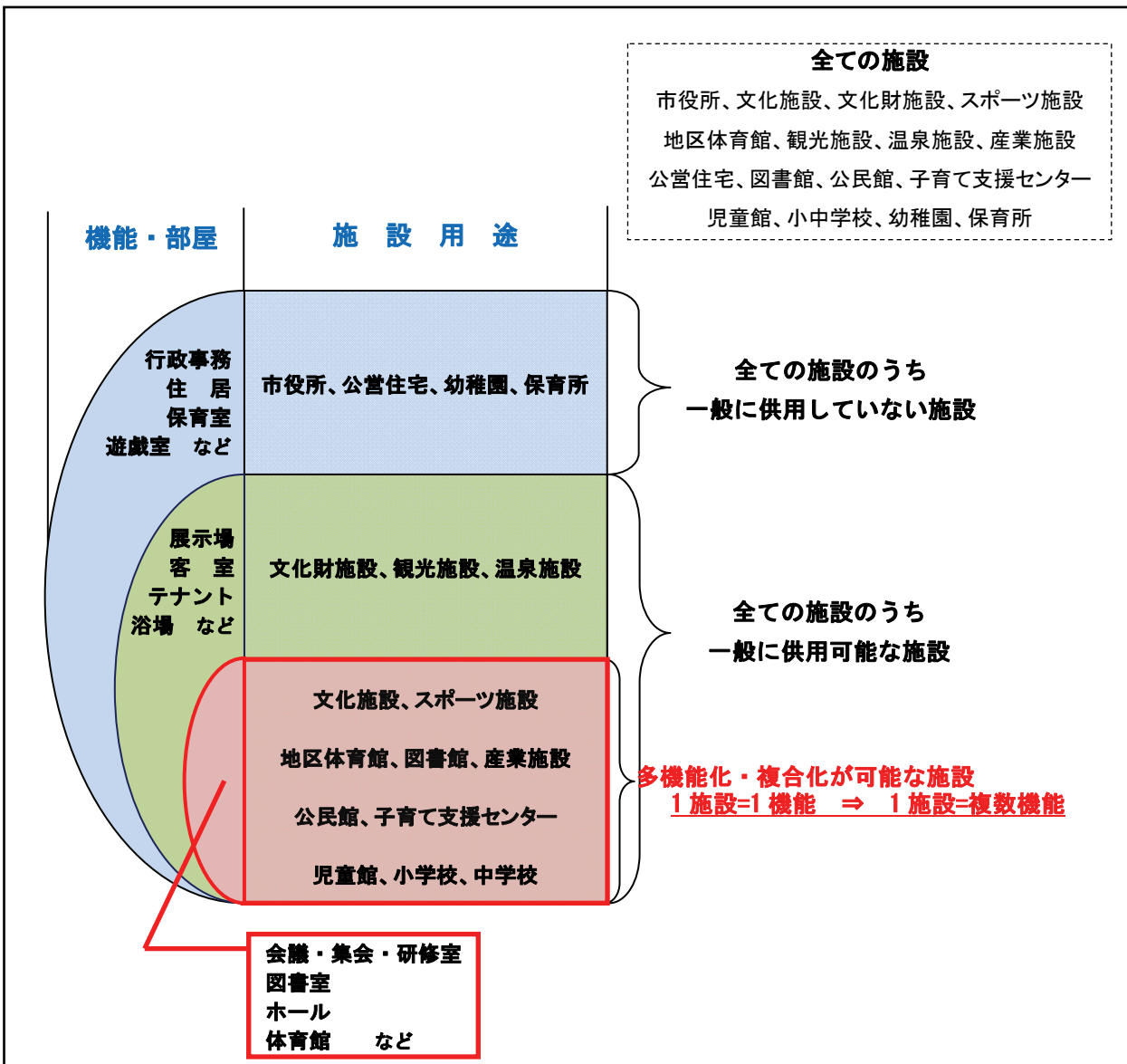
こうしたことから、施設が持つ機能という観点での検証を行います。具体的には、地域エリアを考慮しながら、同じ用途で類似した機能を有する施設については、稼働率や空きスペースの状況を検証しつつ、統廃合を含めた検討を行い、また、異なる用途の施設についても、機能面からの多機能化・複合化

を進めていきます。1施設1機能という従来の発想を改め、複合化することで、相当量の保有面積を縮小させることが可能となります。施設の有効活用に向けた見直しは、施設単位のみならず、施設が持つ機能に着目していきます。

機能の有効活用の検証に当たっては、全ての施設のうち、市役所、公営住宅などの一般に共用していない施設と公民館やスポーツ施設などの一般に供用可能な施設に分類されます。さらに、一般に供用可能な施設でも、文化財施設のように観覧型の施設や温泉施設のように利用形態が限定される施設など、機能面からの多機能化・複合化に馴染まない施設も存在します。

この運営形態上の特性を踏まえ、文化施設、スポーツ施設、地区体育館、図書館、産業施設、公民館、子育て支援センター、児童館、小中学校(体育館・武道館のみ)について、用途が類似している施設はもちろん、用途が異なる施設間でも運用面を工夫することで、保有量の縮小が見込めるような場合は、施設の多機能化・複合化を検討していきます。

図 施設が持つ機能の観点から見てきた有効活用策 施設の多機能化・複合化





#### ④ 政策的観点から検証する

今般の東日本大震災での災害時、庁舎や小中学校、公民館など、公共施設が復旧拠点や避難所として重要な役割を果たすことが明らかとなりました。特に、被災後に住民の避難場所に指定されている公共施設については、耐震化促進や防災機能の強化の必要性が浮き彫りとなりました。これらの施設については、たとえ数値データを基に評価した結果が経営という点で非効率であっても、今後の維持・更新の必要性から除外できません。市ではこれまで小中学校の耐震化を最優先で着手(2015年度(H27年度)完了予定)してきましたが、その他の防災拠点となる施設についても、限られた財源の中で市民の生命と財産を守る観点を念頭に置いて対応していきます。

また、坂井市は「坂井市まちづくり基本条例」を制定し、これからのまちづくりは市民が主役と位置づけており、地域の資源を活かした個性豊かなまちづくりを目指すなかで、市内23の公民館の区域に設立された「まちづくり協議会」を中心に地域活動に取り組んでいます。市は、こうしたまちづくり協議会の自主的な活動および意見等を尊重しながら活動拠点となる公民館の整備、情報の提供、活動経費に対する助成など必要な支援を行っていきます。

#### 坂井市まちづくり基本条例で掲げる公民館に関する事項(抜粋)

##### (地域づくり活動)

第30条 市民は、地域の特性を活かした豊かなまちづくりを目指し、一定のまとまりのある区域において地域づくり活動を行う組織(以下「まちづくり協議会」という。)を設置することができる。

2 まちづくり協議会は、当該地域の住民に開かれたものとし、市及びその他の組織と協働、連携しながら地域づくりを行うものとする。

3 市は、まちづくり協議会の自主性及び自立性を尊重するとともに、活動に対し必要な支援を行なうものとする。

##### 解 説

本条は、住んでいる地域を単位とした地縁によるコミュニティのうち地域づくり組織の活動に関する事項を定めています。

1 地域住民が主体となって、地域の資源を活かした個性豊かなまちづくり活動を行っていくためには、地域特性や地理的条件を共有する複数の基礎的コミュニティ(区等)がまとまり、一定の規模を持って活動することで大きな効果が挙げられると考えます。

市ではこの活動を行う組織を「まちづくり協議会」と位置付けします。まちづくり協議会は、市内23の公民館の区域に設立され、地域住民が主体となって協働のまちづくり活動に取り組みます。

2 まちづくり協議会は、当該地域の住民に開かれたものとし、当該地域に住所を有する市民のほか、地域と関わりのある事業者その他の団体と連携しながら、市と協働のまちづくりを進めます。

3 市は、まちづくり協議会の自主的な活動及び意見等を尊重しながら、活動拠点施設の整備、情報の提供、連絡会の開催、研修会の開催、活動経費に対する助成、事務的サポートなど必要な支援を行いません。



一方、国が進めている「子ども・子育て新システム」では、質の高い幼児教育・保育の提供(幼保一体化)、地域の子育て支援の充実、待機児童の解消など、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目指しています。この「子ども・子育て新システム」では、基礎自治体である市町村に対して、地域のニーズに基づいた計画を策定した上で、幼稚園・保育所・こども園の給付や延長保育等の事業などを実施するよう求めています。こうしたなかで、市が直面している家庭環境の変化による保育サービスの多様化や放課後児童クラブの充実などの問題と、子ども・子育て新システムとの関係を考慮しつつ子育て支援を行っていきます。

このように、法律等で定められた市の役割や責務に加えて、市民の利便性を考慮し、事業の優先順位を総合的に検討した上で政策的な観点から検証を行います。

## 2. 方針

### 2-1. 全体方針

市民の利便性を低下させることなく、既存施設と行政サービスのあり方を再構築するという発想の下、公共施設の更新や再配置を計画的に進めることが必要です。「施設確保から機能確保」への考え方を基本に全体を方針付けていきます。

#### (1) 4つの視点による検証結果を基に公共施設保有総量を抑制する

4つの視点による検証結果を基に公共施設保有量を抑制します。原則として「新規の建物は建設せず」「既存の建物は保有総量圧縮の対象」とします。ただし、老朽化による建替えや義務的施設を新たに建設しなければならない場合、市民ニーズや社会環境の変化を捉えた上で、必要最小限度の面積と機能で対応していくこととします。

#### (2) 維持する施設・機能の優先度を設定する

公共施設は、単に市民にサービスを提供する「場所」ではなく、市民の生命と生活を「守り豊かにする」ものです。また、それぞれの施設は、これまで果たしてきた役割がある中で、時代の流れによって必要とされなくなった機能もあれば、今後も維持していかなければならない機能もあります。

そうしたなかで、市の将来を見据えると、少子高齢化社会への対応が不可欠であると同時に、子どもから高齢者まで安全で安心したコミュニティーを育むための環境整備が必要です。市はこうした観点から、「義務教育関連」「子育て関連」「地域まちづくり関連」といった、多世代が日常的に交流できる機能を優先的に維持するため必要な投資を行っていきます。

#### 【施設・機能の優先度】

区分	施設・機能		優先付の理由
最優先 で維持	義務教育関連 (小中学校)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校の耐震補強改修は2015年度(H27)で完了予定</li> <li>・放課後児童対策事業は将来的に対象年齢を6年生まで引き上げ(現行3年生まで)各小中学校で実施</li> <li>・災害時の拠点施設</li> </ul>
	子育て関連	幼稚園 ・ 保育所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園と保育所の一体化</li> <li>・公立保育所の民営化</li> </ul>
		児童館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供の居場所確保(老朽化が著しく耐震性のない児童館は閉館とするが、機能は他の施設で確保)</li> </ul>
		子育て支援 センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の中での保育、在園児・在宅児家庭の支援</li> </ul>
	地域まちづくり関連 (公民館)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・協働のまちづくり(まちづくり協議会の活動拠点)</li> </ul>
優先的 に維持	上記以外の施設		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が進める事業の優先度と市民が求める施設・機能が合致したもの(財源の裏づけも考慮する)</li> </ul>
廃止 ・ 移譲 ・ 売却			<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が限定された施設(特定の団体、地元利用施設)</li> <li>・民間が事業展開しているまたは民間で運営が可能な施設</li> <li>・コストの効率化、利用者増が図られない施設</li> </ul>

### (3) 施設の管理運営の内容を見直す

全ての施設において、指定管理者制度や民営化、公民連携による管理運営ができないか見直します。加えて、正規職員、常勤の必要性を再検討し、運営人員の最適化を図ります。

### (4) 新たな財源を確保する

自立的で計画的な施設の維持・管理・運営ができるよう新たな財源を確保します。

#### ■ 利用者数の増加努力

魅力的な企画催行、快適な利用環境づくりに努め、利用者数の増加に向け取り組みを強化します。

#### ■ 経費の削減努力

施設性能・品質等の確保を図った上で、民間企業の技術革新や調達コストの効率化などを踏まえ、一層の経費縮減を図ります。

#### ■ 施設の売却・貸付の推進

余剰施設の売却・貸付、目的外使用することで収入を確保し、維持していく施設の更新財源に充てていきます。

#### ■ 利用者負担の見直し

施設の管理運営、さらには、将来の施設の大規模改修や建替えには多額の経費が必要ですが、この経費の多くは市税が充てられることとなります。そのため、施設を利用する市民と利用しない市民との公平性の観点からトータルコストに対する利用者負担割合が適切であるかどうかを含め、利用者負担のあり方を見直します。

### (5) 公共施設の管理運営に地域コミュニティの活力を導入する

市は、合併後の新しいまちづくりを「市民と協働によるまちづくり」と位置付けて進めてきました。このようななか、市内全域に23のまちづくり協議会が設立され、それぞれのまちづくり協議会では「自ら考え」「自ら行動し」安全で住みよい愛着と誇りの持てる「ふるさとづくり」に取り組んでいます。そして、公民館は地域コミュニティ活動の拠点施設として活用されています。

今後更に、地域活動の活性化、地域住民の連帯感を醸成していくため、公民館の管理運営に地域コミュニティの活力を導入していきます。地域住民の身近な施設として、気軽に利用できるよう、地域の実情に応じた施設の機能、用途、目的を選択し、地域で管理、運営を行える仕組み(必要な財源の手当て、事業推進に必要な条例等の制定・改訂など)づくりを進めます。

## 2-2. 用途別方針

公共施設を効率性や費用対効果など、詳細な実態把握・分析したことで、その全容が明らかとなりました。しかし、個々の施設で見ると存在意義が薄くても、施設を用途毎に機能、目的、役割で再検討した場合、成果重視だけでは推し量ることのできない公益的な面も持っています。

こうしたことから、個々の施設状況を踏まえつつ、用途別に次のとおり方針付けました。

表 用途別方針

施設・機能		用途別方針
義務教育関連	小中学校	旧耐震基準の学校が存在しています。学校施設整備計画に沿って、2015年度(H27年度)までに耐震化を完了します。
子育て支援関連	幼稚園	保育所での5歳児受入れの増加に伴い、幼稚園の園児数は減少傾向となっています。このため、団体生活を送ることが難しいことや、入園者数に対する職員の配置等について不合理が生じてきています。 幼保一体化、民間活力の導入を推進し、地域の園児数に応じたバランスの良い配置へと見直していきます。
	保育所	市の出生数は毎年減少しており、児童数も同様に減少傾向となっています。しかし、共稼ぎ世帯の増加、核家族化の進展等から低年齢児の入所や途中入所が増加しており、入所児童数は僅かですが増加しています。 また、入所児童数には地域的要素も加わり、定員を大きく割り込んで団体生活を送ることが難しいことや、入所者数に対する職員の配置等について不合理が生じてきている保育所も存在します。 幼保一体化、民間活力の導入を推進し、地域の園児数に応じたバランスの良い配置へと見直していきます。
	子育て支援センター	保育所や幼稚園、他の公共機関との連携を容易に図っていくため、公共で担っていきます。
	児童館	合併前の旧町の施策にバラツキがあり、自治区毎で設置数にかなりの差があります。また、「児童館事業」のみを実施している従来館と「児童館事業」と「放課後児童クラブ」を実施している複合施設が混在しています。 放課後における子どもの居場所を確保するという観点からも複合化を含め、地域間のバランスを是正するとともに、運用方法の統一化を図っていきます。
地域まちづくり関連	公民館	地域の利用形態に沿った運営方法に見直し、市と地域住民が一体となった施設運営へと段階的に移行していきます。また、公民館機能の集約化・多機能化を図っていきます。
広域行政関連	農業施設	施設の特徴、利用対象者、地域性を考慮し、管理運営方法を見直していきます。
	観光施設	施設の特徴、利用対象者、地域性を考慮し、管理運営方法を見直していきます。 市で保有しなくても民間事業者により代替えが可能な施設であることから、現在、指定管理者等によって民間で管理運営されていますが、完全民営化に向け見直していきます。
	温泉施設	施設の特徴、利用対象者、地域性を考慮し、管理運営方法を見直していきます。 市で保有しなくても民間事業者により代替えが可能な施設であることから、現在、指定管理者等によって民間で管理運営されていますが、完全民営化に向け見直していきます。
	文化施設(ホール)	利用目的を区別する、ホールに特徴を持たせていきます。 利用区域別に整理し、地域性、利用者属性を考慮した施設運営へと見直していきます。機能の集約化・多機能化を図っていきます。
	文化財施設	収蔵展示を目的とした施設と、公開を目的とした施設に分類し見直していきます。
	図書館	画一的なサービスから施設毎で特色あるサービスを展開できる施設運営へと見直していきます。
	地区体育館	地域の利用形態に沿った運営方法に見直し、市と地域住民が一体となった施設運営へと段階的に移行していきます。
	スポーツ施設	利用区域別に整理し、地域性、利用者属性を考慮した施設運営へと見直していきます。複合的な利用や管理運営の見直しを行っていきます。

### 2-3. 地域格差の是正

市の公共施設は合併前の4町時代に整備されたものが大部分を占め、その数は271施設となっています。その内訳を4町別で見ると、小学校や公民館のように地域のコミュニティー単位で全てに亘って整備されている施設と温泉や文化ホールのように広域で整備されている施設が存在しています。

また、合併前の4町の施策にバラツキがあったことから、児童館のように施設数に差があるものや図書館のように延床面積・機能に差があるものなど、保有する施設によってさまざまです。

多様な歴史・自然・文化・風土を有するまちとなった現在、地域の特色を最大限に活かしたまちづくりを推進する観点から、「地域コミュニティー、地域自治区、広域」の視点において、施設や機能がバランス良く配置されるよう是正していきます。

表 各機能を有する施設数

機能	施設数(施設)				
	三国町	丸岡町	春江町	坂井町	合計
会議・集会・研修室	14	17	12	9	52
図書室	6	9	7	9	31
教室・保育室等	1	1	1	1	4
体育館	11	10	7	6	34
遊戯室	1	6	1	6	14
児童室	1	5	2	4	12
ホール	5	7	7	3	22
ロビー・ホワイエ	2	-	2	1	5
展示場(室)	6	1	3	1	11
調理室・食品加工	8	10	5	5	28
競技・武道場	1	3	1	2	7
屋内プール	1	1	-	-	2
スタジオ・トレーニング等	2	3	1	-	6
浴場	1	2	-	-	3
広間	1	2	-	-	3
和室・客室・食堂・販売テナント	1	3	-	-	4
区民館	-	-	-	2	2
合計	62	80	49	49	240

地域格差の是正の手法の一つとして、多機能化・複合化が挙げられることから、可能な施設数、部屋数を機能別に下記の図のように集計しました。会議・集会・研修室が最も多く、次いで図書室、調理室、食品加工、ホールとなつています。これらの機能・部屋のうち利用度の低いものを、不足している機能や部屋へと転用することで代替性を確保し、サービス水準を確保しながら地域間のバランスを図っていきます。

図 地域別に見た機能・施設数・部屋数・面積集計表

機能	多機能化・複合化可能な施設数(施設)			多機能化・複合化可能な部屋数(部屋)			多機能化・複合化可能な延床面積(㎡)					機能を保有する主要な施設(用途)				
	合計			合計			三国町	丸岡町	春江町	坂井町	合計					
	三国町	丸岡町	春江町	坂井町	三国町	丸岡町	春江町	坂井町	三国町	丸岡町	春江町		坂井町			
会議・集会・研修室	13	16	12	9	50	51	44	34	20	149	2,928	3,046	1,977	1,032	8,984	公民館、児童館等多数
図書室	6	9	7	9	31	7	11	8	11	37	1,337	741	1,497	737	4,311	図書館、公民館、児童館等
教室・保育室等	1	1	1	1	4	1	1	1	1	4	207	262	112	73	654	子育て支援センター
体育館	5	2	2	1	10	5	2	2	1	10	4,821	2,258	1,821	756	9,656	体育館、地区体育館、小中学校
遊戯室	1	6	1	6	14	1	6	1	6	14	102	504	157	631	1,394	児童館等
児童室	1	5	2	4	12	1	5	2	4	12	34	253	151	210	648	児童館、公民館、図書館
ホール	5	7	7	3	22	7	7	9	3	26	2,285	1,148	3,736	615	7,783	公民館、文化施設、産業施設
ロビー・ホワイエ	2	-	2	1	5	2	-	2	1	5	888	-	1,512	308	2,708	文化施設、産業施設
展示場(室)	1	-	3	1	5	1	-	3	1	5	272	-	953	171	1,396	文化施設、文化財施設、産業施設
調理室・食品加工	8	9	5	5	27	8	9	5	6	28	566	347	270	459	1,642	公民館、産業施設等
競技・武道場	1	3	1	2	7	1	3	1	2	7	243	3,086	450	2,210	5,989	スポーツ施設
屋内プール	1	1	-	-	2	1	1	-	-	2	1,023	986	-	-	2,009	スポーツ施設
スタジオ・トレーニング等	2	3	1	-	6	4	5	2	-	11	1,154	1,263	322	-	2,739	スポーツ施設
浴場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	温泉施設
広間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	温泉施設
和室・客室・食堂・販売テナント	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	温泉施設、観光施設等
区民館	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	児童館
合計	47	62	44	42	195	90	94	70	56	310	15,859	13,894	12,958	7,201	49,912	

広間の内訳は、三国温泉ゆあば〜とのラウンジ、霞の郷の大広間、サロン、丸岡温泉たけくらべの1階大広間、2階大広間

和室・客室・食堂・販売テナントの内訳は、三国温泉ゆあば〜と2階の和室(2部屋)、丸岡観光情報センターのテナント、霞の郷の和室(3部屋)、軽食コーナー、丸岡温泉たけくらべの食堂、客室(19部屋)